

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監、同条例第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、次長、理事監、<u>参事監並びに危機管理専門官</u></p> <p>（2）～（5） 略</p> | <p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監、同条例第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、次長、理事監<u>並びに参事監</u></p> <p>（2）～（5） 略</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。